

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和6年3月22日（令和6年（行情）諮問第270号及び同第271号）

答申日：令和6年6月5日（令和6年度（行情）答申第122号及び同第123号）

事件名：大阪航空局特定課における「課費」等に関する封筒の写し等の不開示決定（不存在）に関する件  
特定空港事務所における「課費」等に関する封筒の写し等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年8月8日付け阪空総第181号及び阪空人第381号並びに同日付け阪空総第183号により大阪航空局長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 処分1について

文書1の開示を求める。

大阪航空局特定課は「請求内容のような職務慣行はない」としているが、この慣行はどの組織にも存することは世間一般的に常識である。大阪航空局特定課は嘘をついている。大阪航空局は「特定問題」以来、嘘をつくことはやめているのではないのか。

国の官署が嘘をつくなど、もってのほか、性根を叩き直す必要がある。

##### (2) 処分2について

文書2の開示を求める。

大阪航空局特定空港事務所は「請求内容のような職務慣行はない」と

しているが、この慣行はどの組織にも存することは世間一般的に常識である。大阪航空局特定空港事務所は嘘をついている。大阪航空局は「特定問題」以来、嘘をつくことはやめているのではないのか。

国の官署が嘘をつくなど、もってのほか、性根を叩き直す必要がある。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 処分1について

##### (1) 本件審査請求について

本件開示請求は、令和5年7月18日付けで、法4条1項に基づき、処分庁に対して、文書1の開示を求めたものである。

これを受け、処分庁は、大阪航空局特定課において、請求内容のような職務慣行はないため、職務上作成した行政文書は存在せず、不開示決定をした(処分1)。

これに対し、審査請求人は、令和5年8月10日付けで、国土交通大臣に対し、本件審査請求を提起した。

##### (2) 審査請求人の主張

(略：上記第2の2(1)に同じ。)

##### (3) 処分1に対する諮問庁の考え方

本件審査請求を受けて改めて、処分庁において、事務室、文書庫、執務用パソコン上のデータ等を確認し、文書1に該当すると思われる行政文書の探索を行ったが、『大阪航空局特定課 毎月の給与支給後、「課費」などと称して封筒に文書を貼り付けたものに金を入れさせ徴収し、押印などを行っている封筒の写しと金の入出金を管理しているファイル(電子ファイル、紙)』の保有を確認することができなかった。このように処分1に当たっては、請求内容のような職務を行っていないため、もとより文書1を作成・取得していない上、十分な探索が尽くされたものといえる。

また、これらの結果を覆して文書1が存在すると判断すべき合理的理由も認められない。

以上より、文書1につき、これを作成・取得しておらず存在しないため不開示とする処分1は妥当である。

#### 2 処分2について

##### (1) 本件審査請求について

本件開示請求は、令和5年7月18日付けで、法4条1項に基づき、処分庁に対して、文書2の開示を求めたものである。

これを受け、処分庁は、大阪航空局特定空港事務所において、請求内容のような職務慣行はないため、職務上作成した行政文書は存在せず、不開示決定をした(処分2)。

これに対し、審査請求人は、令和5年8月10日付けで、国土交通大

臣に対し、本件審査請求を提起した。

(2) 審査請求人の主張

(略：上記第2の2(1)と同じ。)

(3) 処分2に対する諮問庁の考え方

本件審査請求を受けて改めて、処分庁において、事務室、文書庫、執務用パソコン上のデータ等を確認し、文書2に該当すると思われる行政文書の探索を行ったが、『大阪航空局特定空港事務所 毎月の給与支給後、「課費」などと称して封筒に文書を貼り付けたものに金を入れさせ徴収し、押印などを行っている封筒の写しと金の入出金を管理しているファイル(電子ファイル、紙)』の保有を確認することができなかった。このように処分2に当たっては、請求内容のような職務を行っていないため、もとより文書2を作成・取得していない上、十分な探索が尽くされたものといえる。

また、これらの結果を覆して文書2が存在すると判断すべき合理的理由も認められない。

以上より、文書2につき、これを作成・取得しておらず存在しないため不開示とする処分2は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年3月22日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第270号及び同第271号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同年5月9日 審議(同上)
- ④ 同月30日 令和6年(行情)諮問第270号及び同第271号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

当審査会は、本件と同旨の審査請求に係る諮問に対し、令和5年度(行情)答申第702号、同第706号及び同第710号(以下「先例答申」という。)において、大阪航空局において本件対象文書と同一のものと認められる各文書を保有しているとは認められず、当該各決定は妥当であるとする判断を示しているところである。

本件各諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における対象文書と本件対象文書について判断を異にすべき事情は認められず、これと同様の判断に至った。その判断理由は別紙2のとおりであり、その内容は先例答申と同一である。なお、先例答申における文書3が本件における文書1、先例答申における文書1及び文書2が本件における文書2に対応する。

### 3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、大阪航空局において本件対象文書を保有しているとは認められず、いずれも妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙1（本件対象文書）

文書1 大阪航空局特定課 毎月の給与支給後、「課費」などと称して封筒に文書を貼り付けたものに金を入れさせ徴収し、押印などを行っている封筒の写しと金の入出金を管理しているファイル（電子ファイル，紙）

文書2 大阪航空局特定空港事務所 毎月の給与支給後、「課費」などと称して封筒に文書を貼り付けたものに金を入れさせ徴収し、押印などを行っている封筒の写しと金の入出金を管理しているファイル（電子ファイル，紙）

別紙2 先例答申の「第5 審査会の判断の理由」及び別紙の該当部分

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 文書1について

特定空港事務所特定課Aにおいては、特定役職及び特定課Aに在職する職員で構成する特定団体Aという名称の親睦会が存在していたが、特定年月末をもって廃止されている。特定団体Aは職員相互の親睦を図ることを目的としたもので、その目的達成のために慶弔慰金の贈呈やその他の親睦融和を図るための活動（職員が飲むお茶やコーヒー等の購入、懇親会費用の一部負担等）を実施していた。また、特定団体Aの経費は、会員が毎月の給与支給日に規約で定められた会費を納付することによって充当されており、以下のような流れで会費の納付及び支出、管理を行っていた。

- ① 親睦会の事務担当者が封筒にその月の徴収額を記載の上、各職員に配布
- ② 封筒を配布された職員は、封筒に記載された金額を封入の上、事務担当者へ納付
- ③ 事務担当者は、封筒に受領印を押印し、現金は金庫に保管
- ④ 事務担当者は、その月に納付された合計金額をExcelで作成した帳簿（※）に入力
- ⑤ 慶弔慰金やお茶代の支払い等
- ⑥ 会費の経理全般

（※）本会の廃止後も特定団体A帳簿は、現在も「特定課Aお茶代帳簿」として引き続き管理されている。

しかし、上記①～⑥の活動（現在のお茶代の納付及び支出並びに管理に関する活動を含む。）は、職務として行っていた（いる）ものではなく、職務外の活動（私的な活動）であるため、その活動の一環で作成された会費（お茶代）を管理する帳簿（文書1）については、法2条2項に規定される行政文書には該当しないものと考えている。

そのため、「職務上作成した行政文書は存在しない」として「行政文書の不存在」を理由に不開示決定を行ったものである。

イ 文書2について

上記アのとおり、特定空港事務所特定課Aにおいては、特定役職及び特定課Aに在職する職員で構成する特定団体Aという名称の親睦会が存在していたが、特定年月末をもって廃止されている。特定団体Aの廃止の際に会費の納付用に使用していた封筒（文書2）は

全て処分されたため、存在していない。

なお、仮に当該封筒が処分されず残っていたとしても、上記のとおり、特定団体Aに係る活動は職務として行っていたものではなく、職務外の活動（私的な活動）であるため、その活動の一環で作成された会費納付用の封筒については、法2条2項に規定される行政文書には該当しないものと考えている。

そのため、いずれにしても「職務上作成した行政文書は存在しない」として「行政文書の不存在」を理由に不開示決定を行ったものである。

#### ウ 文書3について

大阪航空局特定課Bにおいても、特定課Bに在職する職員で構成する特定団体Bという名称の親睦会が存在し、上記アの特定団体Aと同様の活動を行っているが、その活動は、職務として行っているものではなく、職務外の活動（私的な活動）であるため、その活動の一環で作成された会費納付用の封筒や会費を管理する帳簿（文書3）については、法2条2項に規定される行政文書には該当しないものと考えている。

そのため、「職務上作成した行政文書は存在しない」として「行政文書の不存在」を理由に不開示決定を行ったものである。

- (2) 処分庁において各開示請求の対象として特定可能な行政文書の保有は認められなかった旨の、上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点があるとまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、大阪航空局において本件対象文書を保有しているとは認められない。

#### 別紙（本件対象文書）

文書1 大阪航空局特定空港事務所特定課A 「毎月、職員から現金を徴収し、管理している電子ファイル、紙等」

文書2 大阪航空局特定空港事務所 毎月の給与支給後、「課金」などと称して封筒に文書を貼り付け、押印などを行っている封筒の写し

文書3 大阪航空局特定課B 毎月の給与支給後、「課金」などと称して封筒に文書を貼り付け、押印などを行っている封筒の写しと金の入出金を管理しているファイル（電子ファイル、紙）